平成２２年（フ）第３１０号
茨城県古河市鴻巣769番地３　秋山ハイツ鴻巣Ａ棟107号
債務者　林　隊一郎
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３１３号
茨城県筑西市新治2004番地７
債務者　枝　　静子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３３２号
茨城県結城市大字鹿窪1325番地６市営鹿窪住宅４号、前住所茨城県結城市大字結城9087番地９
債務者　丸山　文男
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３３３号
茨城県結城市みどり町１丁目６番地１ツインヴィレッジＢ－２、前住所茨城県筑西市玉戸1602番地178
債務者　ラ・トトン（ｌａ・ｔｏｔｏｎ）こと秋田　一枝
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３４３号
茨城県古河市大堤744番地20
債務者　酒井　　清
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３４８号
茨城県下妻市五箇221番地72
債務者　羽賀サチヱ
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３４９号
茨城県坂東市沓掛3863番地
債務者　長妻　有未
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３５０号
茨城県常総市水海道山田町1120番地５
債務者　益田　憲治
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３５２号
茨城県古河市中田406番地６
債務者　藤田　　守（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３５５号
茨城県古河市本町３丁目19番１号　中島ビル202号
債務者　中島　早苗
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３５６号
茨城県坂東市沓掛5345番地７
債務者　張替　協子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１１８号
千葉県茂原市早野492番地６、申立時の住所千葉県茂原市八幡原722番地４
債務者　久我　真澄（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
千葉県茂原市上林62番地１エクレール田中Ⅱ―301
債務者　小野寺　寛
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
千葉県いすみ市岬町押日2227番地
債務者　鈴木　成美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
千葉県勝浦市沢倉１番地の６
債務者　三尾麻由美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
千葉県茂原市早野450番地　118号
債務者　高見　信重
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
富山県射水市本江2817番地２
債務者　村瀬かおり
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
富山地方裁判所高岡支部